

富士吉田市農業委員会 令和6年2月定例総会議事録

1 招集期日 令和6年2月27日（火）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（12名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子	第5番	小野 利壹
第7番	遠山まさの	第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴
第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明
第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員 第1番 藤井 與三郎 第6番 渡邊 和英

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更
について

第七 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について

第八 議案第6号 非農地通知の交付について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時01分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 2 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 12 名であり、藤井委員と渡邊和英委員より欠席する旨の報告を受けております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第 5 番 小野 利壹 委員、第 7 番 遠山 まさの 委員
を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 04 分休憩）

（午後 2 時 06 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配付いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第 1 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の21号につきましては、譲受人が営農拡大を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。受理番号3の21号の申請地は、城山東のつくし庵の西に隣接しています。譲受人は認定農業者であり、申請地では今後も水稻を作付けする予定だそうです。

以上より、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第2委員会の1件の朗読後】

こちらにつきましては、下吉田8丁目3751番より分筆した3751番1（347㎡）について、第3条の権利移転許可申請が出されています。同じく分筆された3751番2（5.33㎡）につきましては、第5条の許可申請が出されています。

まず、3751番1につきましては、譲受人が営農拡大を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格につきましては、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。2月21日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号3の20号の申請地は、アイゼン鉄工所の北、約50mに位置しています。申請地では、かぼちゃを作付けする予定だそうです。

以上より、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質問がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第6委員会の1件についてであります、
ここで 勝俣 道明 君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。（勝俣 道明 委員 退席）

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第6委員会の1件の朗読後】

こちらにつきましても調査表の方をお願いします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受者としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並び

に補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。受理番号3の19号の申請地は、石川鮮魚店の南、約130mに位置しています。譲受人は認定農業者であり、申請地では大豆を作付けする予定だそうです。

以上より、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質問がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

ここで 勝俣 道明 君の復席を求めます。

暫時休憩いたします。（勝俣 道明 委員 復席）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号の農地法第3条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第2委員会の2件の朗読後】

受理番号4の22号につきましては、申請地を駐車場及び車庫用地として利用している追認案件であります。申請地は用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

次に受理番号4の23号につきましては、先程の第3条申請に出てきました、347㎡を3条で移転し、5.33㎡を5条で移転転用する案件に隣接しておりまして、申請者は同一人となります。こちらは申請地を住宅敷地として利用している追認案件であります。父親所有の土地建物を相続した部分について、追認的許可の申請を行い、隣接地を購入し建物の入口部分を拡張し、残りの農地で耕作を行うという形になります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであるため、

許可相当と考えます。
ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。2月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の22号の申請地は、山梨日日新聞社の南西、約50mに位置しております。必要書類も整っており、始末書も添付されており、許可相当と考えます。

次に受理番号4の23号の申請地は、アイゼン鉄工所の北、約40mに位置しております。相続手続きにより違反転用状態が判明したものでありますが始末書も添付され、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第1委員会の3件の朗読後】

受理番号5の66号につきましては、譲受人が申請地を貸別荘建築用地とするもので、用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。次いで、受理番号5の71号につきましては、借受人が申請地を住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。最後に、受理番号5の72号については、隣の保険会社の駐車場用地として保険会社の建っている土地と一体的に利用している追認案件となります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。2月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の66号の申請地は、吉田小学校の北東、約120mに位置しています。申請人は宿泊施設の運営等を営むもので、申請地を貸別荘用地とする予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。受理番号5の71号の申請地は、支那そば大喜の東、約90mに位置しています。息子が父親の土地を借受けて住宅建築用地とするものです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。次に、受理番号5の72号の申請地は、昭和通りの東京海上日動火災保険と第一測量に挟まれた土地です。必要書類も整っており、始末書も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

そのうち、1件については平成27年の転用許可の計画変更と拡張部分の第5条の転用許可申請になりますので、こちらにつきましては一括して説明していただきます。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第2委員会の1件（受理番号5の65号）の朗読後】

第2委員会の受理番号5の65号につきましては、議案第4号の受理番号第85の1号の計画変更の案件と一体利用されるものですので、こちらで一括して扱わせていただきます。

【議案第4号 第2委員会の1件の朗読後】

平成27年の転用許可では、下吉田東三丁目3851番1と同番10を一体利用するというものでしたが、今回3851番3と同番10を新たに一体利用するとの申請がされたものです。平成27年度の申請面積が216㎡で、今回これに3851番3の164㎡が加わり、全体の面積が380㎡となります。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

【議案第3号 第2委員会の3件の朗読後】

受理番号5の70号に戻りまして、こちらの申請は申請地を住宅建築用地とするものです。用途地域外の第2種農地ですが、住宅などが連坦しているエリアですので、許可相当と考えます。次いで、受理番号5の74号につきましては、先程、3条申請と4条の追認があった案件での入口の拡張部分にあたります。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。次に、受理番号5の75号につきましては、申請地を長屋住宅建築用地とするもので、総面積が1,353㎡ありますので、県の諮問案件となります。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。2月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の65号の申請地は、富士見バイパス愛染通り交差点の南、約60mに位置しています。娘が父親から土地を贈与してもらい、住宅を建築するもので、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の70号の申請地は、富士見町の新開団地の東、約170mに位置しています。専用住宅を建築する予定で、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の74号の申請地は、アイゼン鉄工所の北、約40mに位置しています。住宅への進入路を拡幅するもので、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の75号の申請地は、富士見バイパス愛染交差点の南、エネオスのガソリンスタンドの反対側に位置しています。長屋住宅、1棟12部屋のアパートの建築を予定しています。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の4件について採決いたします。第2委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の6件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第3委員会の6件の朗読後】

受理番号5の62号につきましては、申請地を住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。次に、受理番号5の63号については、申請地を駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。次に、受理番号5の64号、67号及び69号につきましては、申請地を住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。次に、受理番号5の73号については、申請地を資材置場用地とするもので、用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。2月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の62号の申請地は、ときわ台のさぬきうどんの東、約140mに位置しています。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の63号の申請地は、新町会館から北に、約90mに位置しており、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の64号の申請地は、竜ヶ丘会館の西、約100mに位置しており、必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の67号の申請地は、ささき頭痛・脳神経クリニックの北西、約70mに位置しており、入口が交差点に面しております。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の69号の申請地は、竜ヶ丘会館の東側に道路を挟んで隣接しております。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の73号の申請地は、旭町会館の北東、約180mに位置しております。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の6件について採決いたします。第3委員会の6件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の13件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程第六、議案第4号ですが、議案第3号の案件と一体利用地が重複しておりましたので、第3号案件とともに審議いたしました。

次に、日程第七、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

今回の案件は、設定件数7件です。筆数累計は15筆、面積合計は10,567㎡です。再設定の案件が5件、新規の案件が2件となりますが、こちらの2件についてはいずれも認定農業者の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。こちらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第5号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第八、議案第6号、「非農地通知の交付について」を議題といたします。第5委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第6号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号23の7号と8号は所有者が異なりますが隣接している土地で、これら4筆の申請地は非農地であることを確認しております。非農地と判断することが適正であると認め、通知すべきものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。これらの申請地は、向原の光陽精密を150mほど登ったところに位置しております。現地はアカマツ等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であり、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、議案第6号、第5委員会の非農地通知の交付に係る1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり通知することに決定いたしました。

以上で、令和6年2月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時22分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年2月27日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 小野 利壹

委 員 遠山 まさの